

私立小・中・高等学校設置認可等審査基準

(趣旨)

第1条 私立小学校（以下「小学校」という。）、私立中学校（以下「中学校」という。）及び全日制又は定時制の課程を置く私立高等学校（以下「高等学校」という。）（以下これらを「私立学校」という。）の設置認可等については、関係法令の定めるところのほか、この審査基準によるものとする。

(認可の方針)

第2条 私立学校の新設については、次の各号のいずれにも該当するものでなくてはならない。

- (1) 独自の教育理念に基づき、特色ある教育を行うものであること。
- (2) 学校法人の適正な運営並びに教育の公共性及び公益性が確保されるものであること。
- (3) 学校法人の経営基盤の安定性が確保されるものであること。
- (4) 既設の学校と不当に競合するものでなく、県下の学校教育の協調ある発展に寄与し、その役割を十分に果たすことが期待されるものであること。

(役員)

第3条 新設法人の役員は、次の条件を満たす者でなければならない。

- (1) 学校法人の管理運営に必要な知識又は経験を有する者であるとともに、学校法人の理事及び監事としてふさわしい社会的信望を有する者であること。
- (2) 他の学校法人その他の法人の役員を兼ねる場合においては、職務上支障がないものであること。

(学校の規模等)

第4条 学校の規模は、原則12学級以上とすること。

ただし、同一敷地内に他の中高等学校を併設する場合には、合算することができる。

- 2 収容定員は、適切な学校経営を継続して確保した上で、地域の需要に応じて、生徒の確保が十分可能な人数とすること。

(教職員の数等)

第5条 小学校及び中学校の教職員の数は、小学校設置基準（平成14年文部科学省令第14号）及び中学校設置基準（平成14年文部科学省令第15号）の定めるところによるほか、学級数以上の専任の教諭を置かなければならない。

- 2 高等学校の教頭及び教諭の数は別表に定める数以上とするほか、学級数以上の専任の教諭を置かなければならない。
- 3 高等学校には、養護教諭又は生徒の養護をつかさどる職員1人以上を置くものとする。
- 4 校長が他の私立学校の校長を兼ねる場合、校長の勤務が本務となっていない私立学校には専任の教頭を配置すること。ただし、校長が兼任する複数の学校が、同じ位置にあり、かつ学校の管理運営上支障がないと認められる場合は、この限りではない。

(施設及び設備)

第6条 施設及び設備は、原則として開校時までには整備されなければならない。ただし、学年進行で児童・生徒を募集する場合で、教育上支障がないことが確実と認められるときは、この限りではない。

- 2 同一の法人が複数の私立学校を設置する場合において、特別の事情があり、かつ、教育上支障がないことが確実と認められる場合に限り、他の学校の施設及び設備を使用することができる。この場合、施設及び設備の基準の適用にあたっては、使用する他校の施設及び設備を含めることができる。

- 3 運動場は、原則として、校舎等と同一の敷地又はその隣接地に設けること。
- 4 前項の規定に関わらず、既設の小中高等学校が主たる運動場を補完する従たる運動場を設置する場合、施設間の移動が安全かつ短時間に行われ、教育に支障が生じないと認められる場合は、この限りではない。
- 5 屋内運動場は、原則として、公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目（平成 18 年 7 月 13 日 18 文科施第 188 号 文部科学大臣裁定）の第 4 公立学校建物の校舎等基準表に定める各校種ごとの屋内運動場の基準面積を充足し、運動等が安全に行えるものとする。

ただし、特別の事情があり、教育上支障が無い場合にあっては、919 m²以上とすることができる。

（資産の保有）

第 7 条 校地、校舎その他の施設及び設備は、原則として、負担付き（担保に供されている等）又は借用であってはならない。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がないことが確実と認められた場合は、この限りではない。

（設立資金）

第 8 条 新たに設置される私立学校の施設及び設備の取得に必要な資金（以下「設置経費」という。）は、原則として、設置者である学校法人の自己資金によらなければならない。

（運用資金等）

第 9 条 新設法人にあっては、認可申請時において、開設年度の経常的経費の 2 分の 1 に相当する運用資金を保有していなければならない。

- 2 設置後 3 年度（完成年度（学年進行で児童・生徒を募集する場合において定員に相当する児童・生徒が全学年に在籍するようになる年度をいう。）が設置後 3 年度を超える場合はその年度）までの各年度の経常的経費の財源は、児童・生徒納付金その他確実な計画による資金をもって充てるものとする。

（既存学校法人による学校設立資金等）

第 10 条 既存の学校法人（知事所轄外の学校法人を含む。）が学校を設置する場合にあっては、設置経費並びに設立当初の運用資金の財源は、原則として寄附金、当該新設学校設置のための積立金、資産売却収入等を充てることとし、設置経費及び運用資金の財源に、退職給与引当特定預金、減価償却引当特定預金など、既設学校の経営に影響を及ぼす財源として適当と認められないものが含まれていないこと。

- 2 既設学校について必要な引当特定預金等を保持した上で、既設学校の流動資産から流動負債及び既設学校の運営に必要な年間消費支出相当額を控除した部分については、既設学校の経営に影響が無い範囲で新設学校の設置経費及び設立当初の運用資金の財源に繰り入れすることができる。

（設置計画の承認）

第 11 条 新たに私立学校を設置しようとする者（以下「設置予定者」という。）は、遅くとも開設年度の前々年度の 12 月末までにあらかじめ別に定める設置計画書を提出し、承認を受けなければならない。

ただし、校舎の建築を伴わない場合であって、教育上支障のないことが確実と認められる場合に限り、提出期限を学校の開設年度の前年度の 5 月末までとすることができる。

- 2 知事は、設置計画書の審査に当たっては、次の関係機関の意見を聴くとともに、必要に応じて現地調査を実施するものとする。

（1）県教育委員会（高等学校の場合のみ）

（2）関係市町村の教育委員会

（3）公益社団法人静岡県私学協会

- 3 知事は、設置計画を承認しようとする場合には、あらかじめ静岡県私立学校審議会の意見を聴くものと

する。

- 4 新たに私立学校の課程又は学科の設置をしようとする者は、第1項から第3項までの規定を準用する。
この場合、「私立学校を設置」を「私立学校の課程を設置」又は「私立学校の学科を設置」と読み替える。
(設置認可)

第12条 設置予定者は、前条による承認を受けた後、遅くとも開設年度の前年度の12月末までに別に定める設置認可申請書を知事に提出しなければならない。

附 則

この審査基準は、平成7年4月1日から施行する。ただし、この審査基準の施行の日前に設置計画書が提出されている私立学校については、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成14年7月31日から施行する。ただし、この改正後の審査基準（第8条を除く。）は、平成14年度の申請（設置計画書の提出を含む。）に係るものから適用する。

附 則

- 1 この改正は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成26年9月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。ただし、この改正後の審査基準第4条に定める学校の規模、第6条第3項に定める運動場及び第6条第5項に定める屋内運動場の基準は、平成27年3月31日以前に設置された私立学校には適用しないが、基準を満たさない学校についてはこれらを充足するように努めなければならない。

附 則

この改正は、令和2年5月13日から施行する。

附 則

この改正は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和5年5月10日から施行する。

附 則

この改正は、令和7年1月31日から施行する。

別表

- | | |
|--------------------------|--|
| (1) 生徒数 360 人以下の学校においては | $\frac{(\text{生徒数})}{40} \times \frac{(\text{週当り授業時数})}{15}$ |
| (2) 生徒数 360 人を超える学校においては | $\frac{(\text{生徒数})}{40} \times \frac{(\text{週当り授業時数})}{18}$ |

ただし、(2)による数が、通常の課程の場合に 19 以下のときは 21 人以上、19 を超え 22 未満のときは 22 人以上とし、夜間において授業を行う課程の場合に 14 以下のときは 15 人以上、14 を超え 16 未満のときは 16 人以上とする。

定時制の課程（夜間において授業を行う課程を除く。以下同じ。）においては、(1) 又は (2) にかかわらず、週当り授業総時数 300 時間以下のときはこれを 15 で、300 時間を超えるときはこれを 18 で割った数以上とし、通常の課程に関するただし書の部分をこれに適用する。

- (3) 農業、水産又は工業に関する学科においては、(1) 又は (2) のほか、生徒数 120 人まで又はそれを超えて 120 人までを加えるごとに、次の数を増加しなければならない。

農業又は水産に関する学科 1 人以上

工業に関する学科 2 人以上

- (4) (1) 又は (2) 及び (3) のほか、1 学科を加えるごとに、2 人以上を増加しなければならない。
- (5) 定時制の課程においては、(3) 及び (4) にかかわらず、学科の種類と数に応じて、相当数を加えるものとする。

(注) (1) 及び (2) の週当り授業時数は通常の課程においては 34

夜間において授業を行う課程においては 24